

平成19年1月11日より「平成18年分公的年金等の源泉徴収票」の送付を始めます。

◇平成18年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金を受けとられた皆様に、平成18年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『[平成18年分公的年金等の源泉徴収票](#)』を社会保険業務センターからお送りします。

◇『公的年金等の源泉徴収票』は、所得税の確定申告(住所地を管轄する税務署で受付)の際の添付書類等として必要となりますので**大切に保管**してください。

(注) 公的年金等の源泉徴収票を以下「源泉徴収票」といいます。

公的年金等の源泉徴収票に関するQ&Aは、[こちら](#)をご覧ください。

源泉徴収票送付スケジュール

平成19年1月11日(木)～1月19日(金)の間に順次送付いたします。

👉 各地域の発送スケジュールは[こちら](#)です。

源泉徴収票の再交付の受付

源泉徴収票の再交付の受付は、

「**0570-07-1165**」([ねんきんダイヤル](#))で

平成19年1月15日より承っております。

➤ 電話による源泉徴収票の再交付の受付は、個人情報保護の観点から、ご本人を対象とさせていただきます。

➤ ご本人が直接申請することが困難なため、配偶者の方が申請を行う場合には、配偶者であることを確認のうえ、受け付けさせていただきます。

源泉徴収票は、**ご本人宛に郵送**いたします。

➤ 来訪による再交付は、お近くの社会保険事務所又は年金相談センターで承っております。
なお、来訪により再交付を希望される方は、次の書類をお持ちください。

ご本人・・・基礎年金番号・年金コードが確認できる年金証書等

ご本人以外の方・・・再交付を希望する方の年金証書等の他に、委任状、依頼を受けた方の本人確認ができる運転免許証等

➤ 源泉徴収票の再交付の申請は、電子申請でも手続可能です。

電子申請での手続をご希望される方は、厚生労働省電子申請・届出システムより行ってください。

e-MHLW
厚生労働省 電子申請・届出システム

※ 電子申請にて手続を行うには、申請内容の盗視、改ざん、なりすまし等を防止するために**電子証明書が必要**となります。

申請者電子証明書の入手及び設定方法については、[こちら](#)をご覧ください。

確定申告について

◇所得税の課税対象は、原則として毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得（平成19年1月15日に支払われた年金を含みます。）です。

その年中に生じたすべての所得の金額を計算し、その所得の金額に対する所得税の額を算出して申告することとなっています。

◇確定申告は、その年中に生じた所得金額の総決算を意味すると同時に、その所得金額について計算した税金の額を、源泉徴収された税金、予定納税で納めた税金などの総額と比べて過不足を精算するためのものです。

◇確定申告に関することについては、お近くの税務署にお問い合わせください。

➤[国税庁ホームページ](#)では、確定申告に関する情報をご覧いただけます。

■ 確定申告が必要となる方

収入が公的年金のみの方で、公的年金等に係る雑所得の金額から各種所得控除の合計額を控除した後の金額に対して税率を適用して計算した金額が定率減税額を超える方は、所得税の確定申告を行わなければなりません。

また、2以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や年金以外に給与等の所得がある方などは、多くの場合、所得税の確定申告が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧頂くか、お近くの税務署にお問い合わせください。

■ 確定申告をすることができる方

確定申告が必要でない場合でも、次のいずれかに該当し、所得税を納め過ぎとなっているような方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- 源泉徴収においては所得控除を受けることができなかった控除（社会保険料控除、生命保険料控除など）がある方
- 災害などの損失について雑損控除を受けようとする方
- 医療費に係る医療費控除を受けようとする方
- 扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後において扶養親族等が増加した方

■ 確定申告書の提出期限

確定申告が必要となる方は、所得の生じた年の翌年の2月16日から3月15日まで、確定申告をすれば税額の還付が受けられる方は、所得の生じた年の翌年の1月1日から還付請求権が消滅するまでの5年間です。

※確定申告書の提出先は、いずれの場合も年金受給者の住所地を管轄する税務署です。

なお、このときの添付書類の1つとして[源泉徴収票が必要](#)となります。